

令和5年台風第13号 災害支援活動時の補助金のお知らせ

①補助金額

一日あたり 5,000 円（旅費及び活動費）

②補助の対象

千葉県社会福祉士会正会員、一般社団法人千葉県医療ソーシャルワーカー協会の正会員、一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会の正会員

③災害支援活動の範囲

- ア) 指定被災地で開設される災害ボランティアセンターでの一般ボランティア活動
- イ) 指定被災地の行政や社会福祉協議会からの支援要請を受け本会が会員に協力を要請した支援活動
- ウ) 上記 ア) イ) に準じるものとして、本会が認めた支援活動

※令和5年9月8日台風第13号接近に伴い、災害救助法適用された、県内4市4町で適用
(茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、睦沢町、長柄町、長南町、大多喜町)

④活動報告

補助金を申請する方は、活動終了後速やかに活動報告を提出して下さい。

活動報告および補助金申請は以下のフォームから入力してください。

[活動報告フォーム](#)